

令和4年度

事業計画書

社会福祉法人 楽山会

社会福祉法人 楽山会 理念

愛 尊敬 奉仕

愛 : 家族愛 隣人愛 人類愛の心である。

尊敬 : 長い人生を通して家族を愛し、社会に貢献してきた高齢者
への尊敬の心である。

奉仕 : 残り多くない高齢者の人生を安心・安全に尊厳をもって確
保できるよう奉仕の心である。

運 営 方 針

- (1) 常に利用者の立場にたち、心情を理解し個々のニーズに副える処遇を目指し潤いある明るく安定した日々を送っていただく様努める。

- (2) 職員会議、研修会、処遇改善委員会等を通じて職員の資質の向上を図り職種間の連携強化に努め、利用者介護の向上に努める。

- (3) 利用者が心身ともに安定した生活をおくれる「生活の場」の充実を目指す様努める。

令和4年度【特別養護老人ホーム淡淡荘・ショートステイ】年間事業計画

【事業目標】

- (1) 質の高い専門性のある組織的なケアの実現
- (2) 穏やかで豊かさを感じる生活の実現
- (3) 医療機関・地域・家族との連携と情報提供

【事業計画】

1.「利用者様の尊厳を守る」

- ① 看取り介護を視野に入れ重度高齢者に対する知識・技術を深めケアを実践する
- ② 利用者様が求めるニーズを探求しケアをを実践する。
- ③ その人らしい生活を送って頂けるようケアマネジメントの充実を図る

2.「個別ケアの実践」

- ① アセスメントの強化とケアカンファレンスの充実と統一したケアの実践
- ② 提供したケアに対する評価・改善
- ③ 環境づくり

3.「資質及び専門性の向上と人材育成」

- ① 科学的介護の実践
- ② 福祉用具・器具を使用した負担の少ない介護の実践
- ③ ケアの統一を図り専門性の向上を目指す
- ④ 働きやすい職場環境の整備と魅力ある職場づくり
- ⑤ 職員研修の充実

【年間行事予定表】

※ 外出の行事に関しては、その時の状況に応じて変更する

4月	花見
5月	端午の節句・母の日 しょうぶ湯 ドライブ
6月	父の日 ドライブ
7月	そうめん流し・七夕
8月	クリームソーダ作り・お盆
9月	お茶会・敬老会
10月	ドライブ
11月	ドライブ(紅葉)・焼き芋
12月	クリスマス 忘年会
1月	正月 新年会
2月	節分・金柑の甘露煮
3月	初市見物・桃の節句・芋餅しるこ作り

ご利用者誕生日会(随時開催)

第4号議案

令和4年度【小規模特別養護老人ホーム淡淡荘・ショートステイ】年間事業計画

【事業目標】

- ①利用者様との信頼・理解を深め、質の高い専門性のあるケアの実践
- ②その人らしい暮らしの実現
- ③医療機関・地域・家族との連携と情報提供

【事業計画】

- 1.「ユニットケアの実践」
 - ①アセスメントの強化・ユニット会議の充実、統一したケアの実践
 - ②提供したケアに対する評価・改善
 - ③資質及び専門性向上と人材育成
 - ④環境づくり
- 2.「利用者様のQOL及びADLの向上を目指す介護の実践」
 - ①科学的介護の実践
 - ②利用者様とご家族との信頼関係の構築
 - ③職員間での情報共有と連携
- 3.「地域との連携」
 - ①地域活動・行事への積極的な参加
 - ②地域との交流の活性化
 - ③ボランティアの受け入れ体制の充実

【年間行事予定表】

※ 外出の行事に関しては、その時の状況に応じて変更する

4月	花見
5月	端午の節句・母の日・しょうぶ湯
6月	父の日・ドライブ
7月	そうめん流し・七夕
8月	クリームソーダ作り・お盆
9月	お茶会・敬老会
10月	ドライブ
11月	ドライブ(紅葉) 焼き芋
12月	クリスマス・忘年会
1月	正月 新年会
2月	節分・金柑の甘露煮作り
3月	初市見物・桃の節句・芋餅しるこ作り

ご利用者誕生日会(随時開催)

令和4年度【在宅介護支援センター淡淡荘】年間事業計画

【事業目標】

- ①在宅で生活する40歳以上の要援護者、または要援護者を抱える家族等に対し、在宅介護に関する総合的な相談及び情報の提供を行い、可能な限り在宅で、自立した生活が送れるように支援して行く。
また、地域の方々にとって、身近な相談窓口として機能するように努める。
- ②在宅の認知症高齢者等を抱える家族等の介護に関する心配ごと悩みごとについて、総合的な相談等に応じ、認知症高齢者及びその家族の生活の安定、充足を図る。
- ③利用者の日常生活全般を支援する観点から要介護等の相談に応じ、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事が出来るよう配慮した介護サービス事業所を提案し、利用者の選択に基づいて適切で効果的に行われるよう、居宅サービス計画書を作成し、要介護状態等の改善・悪化の防止に繋げる。

【事業計画】

- (1)新規契約者の確保(稼働率の維持)
新規契約書の確保として近隣の病院(医療連携室等)・地域包括支援センターや地域の社会資源を活用する事によりネットワークの構築、新規契約者の確保(稼働率の維持)が出来るように活動を継続する。
- (2)緊急時の対応
緊急の依頼があった場合も迅速に対応出来るように努める。
- (3)地域との交流
地域のイベント等に積極的に参加し地域との交流を図ると共に、在宅介護支援センター淡淡荘の存在をアピールして行く。
- (4)研修の参加
常に最新の情報を取得するためにリモート研修等に参加する。
- (5)感染対策
N-CHATを活用して健康管理を行う。
訪問時等は、マスクの着用や手指消毒を行い、感染防止対策を行って訪問する。
利用者の方にも、感染防止対策を行って頂くよう周知をお願いする。

令和4年度【老人デイサービスセンター淡淡荘Ⅱ】年間事業計画

【事業目標】

1. 利用者個人の有する能力と可能性を「1. 引き出す 2. 尊重する 3. 強化する」ことで自立支援・在宅生活の継続を目指す。
2. 利用者・家族が安心して利用できる環境を整え、深い信頼関係の構築を目指す。

【事業計画】

1. 自立支援と在宅生活継続の援助
 - ①生活リハビリを念頭に置き、在宅支援の視点で援助
 - ②利用者個々のニーズに基づき、意欲向上に繋がるアクティビティの充実
 - ③人権保護・個人情報保護・プライバシー保護への取り組み
 - ④通所介護計画・通所予防計画に基づいたケアの提供
 - ⑤個別ケアマネジメント・リスクマネジメントの推進
 - ⑥科学的介護情報システム(LIFE)への取り組み
2. サービスの質の向上
 - ①介護技術の向上(研修会、勉強会への参加)
 - ②利用者の思いに寄り添った接遇
 - ③認知症の方への理解と適切な対応
 - ④サービス評価の実施と改善
 - ⑤職員間・多職種・家族との連携とチームワークの強化
 - ⑥感染症対策(N-CHATの活用、定期的な検温、不織布マスクの着用、手指消毒の徹底)

【年間行事予定表】

4月	・お花見ドライブ(桜) ・こいのぼり作成
5月	・母の日・春の大運動会
6月	・父の日・おやつ作り(たこ焼き)・七夕作成 ・消防訓練
7月	・そうめん流し
8月	・盆踊り大会
9月	・敬老会
10月	・秋のお茶会 ・ピザパーティー
11月	・紅葉見物 ・消防訓練
12月	・忘年会 ・クリスマス会 ・餅つき・お正月飾り
1月	・初詣 ・新年会 ・ぜんざい会
2月	・節分 ・壁画作成(春の景色) ・梅・緋寒桜見物
3月	・初市見物 ・ひな祭り ・桜餅作り

内容は一部抜粋。その他、機能訓練プログラム及び生活機能向上グループ活動プログラムを実施予定。

※ 随時、誕生会を実施。

※ 年間を通して利用者の意見を取り入れて企画を計画・実施。

※ 毎月1回、職員会議実施。

令和4年度【淡淡荘Ⅱ・ショートステイ】年間事業計画

【事業目標】

- (1) ユニットケアの実践
- (2) 利用者様の充実した生活と自己決定の支援
- (3) 地域の施設として地域関係者との連携・交流を図る

【事業計画】

- (1) 個別ユニットケアの推進と職員の専門性の向上
 - ・個別ユニットケアの実践と検証
 - ・個別ケアマネジメント・リスクマネジメントの推進
 - ・ICT機器の活用による業務の効率化
 - ・施設内外の研修による職員の資質向上
 - ・職員が働きやすい職場環境の整備
- (2) 利用者様のその人らしい生活の実現
 - ・残存能力の活用。ご利用者の有する能力を自ら発揮できるよう支援する。
 - ・ご利用者ひとりひとりに合わせた支援。
 - ・ご利用者様及びご家族様から最後まで安心して利用していただける介護の実践。
- (3) 開かれた施設運営
 - ・地域のニーズに即した、地域の交流の場となる施設を目指す。
 - ・地域関係機関との連携強化。

【年間行事予定表】

4月	花見見学 荘内初市会
5月	節句 母の日(お茶会)
6月	父の日(パフェ会) 消防訓練①
7月	七夕 そうめん流し
8月	お盆 荘内花火大会
9月	敬老会 コスモス見学ドライブ
10月	お茶会
11月	避難訓練(市内遊覧)
12月	クリスマス会(忘年会) 消防訓練②
1月	初詣 新年会 鏡開き
2月	節分 寿司の日
3月	ひな祭り 初市見学

通年開催：ご利用者様誕生会(随時)、習字(月1～2回)

1. はじめに

本会は、第二種社会福祉事業「生計困難者レスキュー事業を実施する。

この事業は社会福祉法人として目に見える形で公益活動を実践するため、地域の援護を必要とする方に対する相談活動を活発化し、関係機関との連携を十分に行い、相談活動を行う中で、援護を必要とする方の心理的不安の軽減を図るとともに、必要な制度やサービスにつなぐこととする。また、生活保護等の既存制度では即応できない方で、経済的困窮により生活必需品や社会的サービスの利用が阻害されている方がいる場合、その費用等の全部または一部を現物により支援する経済的援助を行う。

2. コミュニティソーシャルワーカーの配置並びに総合生活相談活動

生計困難者レスキュー事業を実施するために、本会にコミュニティソーシャルワーカーを配置し、地域で生活課題を抱える方の相談が起こった際に対応し、解決に努める。

3. 経済的援助

援助を必要とする方からの相談を重ねる中で、経済的援助の必要性を判断したコミュニティソーシャルワーカーは、相談内容に関する資料を作成し、施設長に報告するものとする。施設長は、コミュニティソーシャルワーカーからの報告に基づき経済的援助の可否を決定する。

4. 研修会への参加

コミュニティソーシャルワーカーは、相談援助技術の向上を目的として各種研修会に参加する。

- (1) コミュニティソーシャルワーカー養成研修会
- (2) 事業実施法人連絡会議
- (3) 相談援助技術研修会（事例検討会）